



敦賀署基発 1105 第 1 号
令和 6 年 11 月 5 日

公益社団法人福井県労働基準協会 嶺南支部長 殿

敦賀労働基準監督署長



安全衛生関係書類の電子申請義務化に係る周知の御協力について（御依頼）

平素より、労働行政の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法で報告が義務付けられている労働者死傷病報告や定期健康診断結果報告等の一部安全衛生関係手続に関し、当該法律が改正され、令和 7 年 1 月 1 日から原則として電子申請による報告が義務付けられました。

当該改正に当たり、当署においても電子申請処理マニュアルを新たに作成し福井労働局のホームページ「敦賀労働基準監督署からのお知らせ」に掲載しておりますので、貴団体におかれましては、改正の趣旨を御理解いただき、会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

○電子申請マニュアル（敦賀労働基準監督署作成）

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/
content/contents/001998373.pdf](https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/content/contents/001998373.pdf)

（二次元コード）



○労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます！（二次元コード）

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/
content/contents/001880809.pdf](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001880809.pdf)



<担当>

敦賀労働基準監督署 安全衛生課

大柳（オオヤナギ） 電話：0770-22-0745